

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年7月20日付けの「支給済み保護費の徴収決定について」と題する通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った徴収金額決定処分（徴収決定額917,000円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法又は不当を主張している。

1 事務所に申告すべき収入は存在しないこと

請求人は、義母から葬儀費用等のために貯めた100万円を現金で預かっていた。別居している夫は新聞拡販員をする傍ら、同居先である義母の年金を費消しており、夫から無心があると、請求人は、その一部を夫の口座に振り込み又は手渡ししていた。そして、夫は借りた金員について、月末の集金後や義母の年金支給日に返還していた。

このように、請求人の預金口座への各入金はいずれもこれに対応

する、先行する請求人からの同額の貸し借りの返還であるから、請求人に利得は全くなく、請求人が預金口座から夫に送金してその返還を受けた分のみならず、現金で夫に貸し渡した分についても同様である。

したがって、請求人には実質的に収入はなかったのであり、本件処分の原因たる収入自体が存在しない。

2 法78条の規定が適用される故意は存在しないこと

上記(1)で述べたとおり、請求人は、義母からの預り金から、夫の要求に応じてその一部を渡し、後に同額の返還を受けていたものであるから保護費の貸し借りではなく、しかも渡したのと同額の返還を受けてただけで自身に利得も全くなかったことから、夫からの入金（返還）を収入として申告する必要があるとは認識していなかった。

また、請求人は、保護開始以来、ケースワーカーによる自宅訪問の際、ケースワーカーの求めに応じて通帳を見せていたが、ケースワーカーから夫からの入金履歴の内容について問いただされたことは全くなく、申告の必要性について思い至る契機もなかった。

請求人の従来資産申告の方法に不備があったのであれば事務所は、適時に指導し改善させるべきであった。にもかかわらず、この点を放置しておきながら今になってその不備に言及するというのは、行政側の責任を生活保護受給者に転嫁するものというべきである。

したがって、請求人には、故意に必要な申告を怠り保護費を不正に多く受給する意図がないことは明らかである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 6 月 2 日	諮問
令和 4 年 8 月 2 6 日	審議（第69回第2部会）
令和 4 年 9 月 3 0 日	審議（第70回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基本原則

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

(2) 福祉事務所長等の調査権

法29条1項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 被保護者の届出義務

ア 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、仕送り、贈与等による収入について、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としな

いもののほかは、すべて認定すること。」とされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知1」という。）第3・問13の答によれば、資産の申告の時期等について、「少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不備がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと。」とされている。

(4) 不正受給に係る保護費等の徴収

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる

とされている。

なお、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行

使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するところ（地方自治法236条1項前段。以下「公債権の消滅時効」という。）、法78条1項の規定に基

づく徴収金債権は、当該消滅時効の適用があると解されている（後記エ「問答集」の問13-18・答）。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知2」という。）IV・4・(1)・注によれば、法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知3」という。）3・①ないし④によれば、法78条の条項を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

そして、法78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難とする事態を未然に防止し、法78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必

要があるとしている。

エ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-23・答(3)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

- (5) なお、次官通知、課長通知1、課長通知2及び課長通知3は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、保護開始後の平成28年度から平成31年度までの各「届け出に関するお願いとお知らせ」により、収入の届出義務がある旨の説明を受け、所長に対し、請求人母娘が無収入であるとの申告を行ったことが認められ、収入の届出義務については十分に理解していたことが認められる。

そうであるにもかかわらず、各資産申告書に添付された請求人母娘に係る預金通帳（記帳分）はいずれも最終頁の写しのみであり、請求人は、同人宅にある義母の現金があることや夫からの無心の都度、その現金の一部を夫の口座に振り込んでいるなどを職員に話したことなどから、所長は29条調査により請求人母娘の資産を調査したところ、これまで申告されていなかった夫との金銭の

送金・入金歴が明らかとなったことが認められる。

このことから、処分庁は、当該調査結果や本件各挙証資料を踏まえ、夫から請求人母娘の各通帳への入金を請求人の収入と認定した上で、平成31年4月時点における入金額と送金額との差額分を未申告収入額とする本件処分を行い、令和2年7月20日、請求人に対し、本件処分通知書を送付したことが認められる。

以上の各事実によれば、請求人が、収入の届出義務について十分に理解していながら、上記未申告収入額について請求人が申告を怠ったことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」（上記1・(4)・イ）及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（同・ウ）に該当するといえる。ゆえに、上記未申告収入を得ていた期間、請求人は「不正な手段により保護を受け」（法78条1項）ていたといえる。

もっとも、公債権の消滅時効を考慮すると、本件処分の時点（令和2年7月20日）において、平成27年1月から6月までの期間における請求人母娘から夫への送金額の総額（447,000円）は夫から請求人母娘への入金額の総額（374,000円）を上回っていることから、未申告収入に相当する保護費に係る徴収金債権の算定に含めないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

そうすると、本件において、法78条1項の規定に基づく費用徴収の対象期間（平成31年4月1日から令和元年5月31日まで）における未申告収入は917,000円（＝7,949,000円－7,032,000円。平成27年7月から平成31年4月までの入金額から送金額を差し引いた額となるが、当該金額は、当該期間における支給済保護費（1,088,542円）を下回るのであるから、その全額が法78条1項の規定による徴収対象

額となるべきものである。

以上によれば、本件処分は上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものといえることができ、違算等の事実も認められないから、これを違法又は不当なものといえることはできない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第3・1のとおり主張する。

しかしながら、請求人宅にあった現金100万円について、義母から預かったものであるとの証拠はなく、また、夫との金銭の授受状況によっても、入金額と送金額は必ずしも一致していないことからすると、請求人が主張するような、義母から預かった100万円をもとに、夫と同額の貸し借りの返還をしているものと直ちに認めることはできない。そして、夫から請求人母娘に対する送金額の方が入金額よりも多いことが認められるのであるから、これを次官通知が掲げる「他からの仕送り、贈与等による金銭」に当たるとした処分庁の判断に不合理な点を認めることはできず、同通知にいう「社会通念上収入として認定することを適当としないもの」に該当するとも認められない。

(2) 請求人は、上記第3・2のとおり主張する。

しかしながら、請求人は、事務所から、全ての収入について法61条の規定に基づき届出を行う義務があり、その旨を記載した「届け出に関するお願いとお知らせ」等により説明を受けていることが認められる。これらのお願いとお知らせ文には、いずれも「収入があった場合、いかなる収入であっても申告をしてください。また、少額でも金額が変わった、収入がなくなった場合なども申告の必要があります。」と記載されており、その具体例として、「敷金の戻り、生命保険の給付や解約返戻金」等の例示がなされているのであるから、請求人が主張するように、夫からの入金（返還）を収入として申告する必要があるとは認識していなかったと認めるのは困難である。

また、請求人は、ケースワーカーによる自宅訪問の際、ケースワーカーの求めに応じて通帳を見せていたが、ケースワーカーから夫からの入金履歴の内容について問いただされたことは全くない旨を主張し、審理員による審理手続における口頭意見陳述においてもこれに沿った陳述がなされていることが認められる。しかし、事務所に申告すべき金銭の授受に当たるものかどうかは、当該申告内容をもとに事務所が判断するのであるから、請求人は、上記「届け出に関するお願いとお知らせ」の趣旨に従い、夫からの入金履歴の内容についても申告すべきであったと考えるのが相当である。

ところで、請求人が平成28年度から平成31年度までの収入申告の際に提出した各通帳の最終頁（記帳分）の写しを29条調査の各回答により確認すると、当該通帳（記帳分）として提出された以外の頁についても提出されていれば、夫である「〇〇」の氏名が確認できた可能性が高いこと、そのうえ、平成28年度の収入申告書に添付された請求人母娘に係る〇〇銀行の預金通帳の抜粋の前後には「〇〇」氏からの入金があったことが確認できることと併せてみると、当該ケースワーカーが当然に通帳（記帳分）の最終頁の写しのみでよいと指導することはにわかに考え難く、請求人には、夫の金銭のやり取りを事務所に隠す意図があったものとして、収入隠匿の故意があったものと評価せざるを得ないのである。

(3) したがって、請求人の各主張にはいずれも理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙(略)